

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、61年4月から同年9月までの期間、62年4月から同年9月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで
③ 昭和62年4月から同年9月まで
④ 昭和63年1月から同年3月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、夫がA市役所又はB郵便局で納付していた。

申立期間②、③及び④は、私は、昭和59年3月から農業者年金基金に加入していたので、国民年金被保険者資格は第1号被保険者であったが、61年3月に夫の職場の庶務担当者が誤って第1号被保険者から第3号被保険者への変更手続をしてしまった。その後、間違いが判明し、第1号被保険者に訂正されたので、当該申立期間を含む61年4月から63年3月までの国民年金保険料及び付加保険料を、夫がさかのぼって納付した。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①は3か月と短期間であり、オンライン記録から、申立人が国民年金に任意加入している期間であることが確認できる上、当該申立期間の前後の期間の国民年金保険料が納付済みであるところ、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、当該申立期間の保険料を納付せず未納のままにするとは考え難い。
- 2 申立期間②、③及び④については、申立人は、記録訂正により生じた当該申立期間を含む昭和61年4月から63年3月までの定額保険料及び付加保険

料を、申立人の夫がさかのぼって納付したと主張しているところ、オンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格が61年4月1日にさかのぼって、第3号被保険者から第1号被保険者へと記録訂正されていることが確認でき、当該申立期間の前後の期間（昭和61年10月から62年3月までの期間及び62年10月から同年12月までの期間）の定額保険料及び付加保険料が時効内に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の記録訂正が行われた時点で、申立人に対し、社会保険事務所（当時）から定額保険料に付加保険料を合算した昭和61年度及び62年度の保険料の納付書が送付されていたものと推認される。また、申立人は、当該申立期間中の農業者年金の保険料に未納は無く納付意欲が認められ、当時の生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立人が、当該申立期間を含む納付書を受け取っていないながら、当該申立期間のみ定額保険料及び付加保険料を納付しないとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、61年4月から同年9月までの期間、62年4月から同年9月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年4月まで

国民年金への加入は、妻が昭和47年4月1日から国民年金に加入しているので、同時期に、父親か母親のいずれかがA町B支所で手続きしてくれたと思う。

国民年金保険料の納付は、店の経理を行っていた母親が、C信用金庫D支店の父親の預金口座から家族の分の保険料額を引き出して、一緒にA町B支所で納付していたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親かその母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、母親が家族の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、オンライン記録からも、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できることから、当該期間については納付書が作成されず、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の父親は既に亡くなっている上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立人の保険料をいつ、いくら納付していたかについてはわからないとしていることから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその妻は、申立人の国民年金手帳を見たり、両親から受け取った記憶は無い上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私は、国民年金に加入してから、継続して国民年金保険料を納付してきたが、保険料を納付することが困難になったため、昭和58年10月1日に、57年7月分からの保険料の免除申請を行った。

その後、A市B支所へ免除されている申立期間の国民年金保険料を納付しに行ったが、保険料を受け取ってもらえず、免除期間は納付済期間の3分の1の金額の年金を受給できる旨の説明を受けた。

申立期間について国民年金保険料の免除期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和55年4月1日に国民年金に任意加入し、58年10月1日に任意加入被保険者資格を喪失した記載があり、オンライン記録とも一致することから、申立期間のうち、57年7月から58年9月までの期間は、国民年金の任意加入被保険者であることが確認できるとともに、オンライン記録から、申立人が、58年10月1日に任意加入被保険者資格を喪失後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの期間は、国民年金の未加入期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和58年10月1日に、57年7月分からの国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、制度上、国民年金の任意加入被保険者期間及び未加入期間は免除申請を行うことはできないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から48年3月まで

国民年金の加入手続は、私が20歳（昭和43年*月）のころに亡き父親が行い、国民年金保険料は、家族の分と一緒に、A農業協同組合の営農貯金口座から引き落としにより納付していたと思う。

ねんきん特別便が来るまでは、厚生年金保険の加入期間（昭和44年12月から45年4月まで）があることを知らなかったため、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和43年*月ころに申立人の国民年金の加入手続を行い、A農業協同組合の営農貯金口座からの引き落としにより、家族の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の直前の任意加入被保険者の資格取得年月日から、48年12月ころと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A農業協同組合では、営農貯金は「災害準備的な性格の貯金であり、国民年金保険料の引き落としなど日常生活には利用できなかったと思う。」と回答している上、農業協同組合で納付することができた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料は納付することができなかったと考えられるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料はすべて過年度保険料となることから、申立人の父親は、農業協同組合で納付が可能であった昭和48年4月分の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立期間当時に同

居していた申立人の元妻からも父親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる証言等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から同年10月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したときに、「(私が)国民年金に加入したのは昭和45年2月であり、それ以前の国民年金保険料は納付されていない。」と回答されたが、私が20歳になったのは昭和44年*月であり、そのころに兄が、A農業協同組合(以下「農協」という。)で私の国民年金への加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、母親が家族の分と合わせて農協の組合員勘定で納付してくれていた。

申立期間当時に住んでいたB村は小さい町で、私の生年月日を間違え、20歳になった時期を間違えたとは考えられないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和44年*月ころに、申立人の兄が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得年月日から、45年2月から同年3月までの間に払い出されていることが推認でき、オンライン記録の申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日(昭和45年*月*日)と申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とは、ほぼ一致する。

また、申立人は、申立人の母親が家族の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を農協の組合員勘定で納付してくれたと主張しているが、オンライン記録から、申立人の生年月日は、平成8年12月18日に、昭和25年*月*日から24年*月*日へと記録訂正されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、当該期間当時については納付書が作成されず、母親が申立人の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年

金の加入手続を行っていたとする申立人の兄は、申立人の加入手続の時期や場所などについて記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親からは、高齢のため納付状況についての聴取ができないことから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で加入記録を照会したところ、A社B支店C出張所での勤務期間のうち、入社当初の申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、坑内保安教育の修了証明書には「採用 38 年 1 月 10 日」と記載されており、同じころに働いた同僚の名前も記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の坑内保安教育の修了証明書の記載及び連絡の取れた同僚の証言から、申立人が申立期間にA社B支店C出張所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚2人のうち1人から提出のあった坑内保安教育の修了証明書には、申立人の証明書と同様に「採用 38 年 1 月 10 日」と記載されているものの、A社B支店C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚2人を含む48人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同様に、38年3月1日となっていることから、当時、当該事業所では、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとはしておらず、同日に一斉に厚生年金保険に加入させる取扱いとしたものと推認される。

また、連絡の取れた同僚からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料が控除されていた旨の回答は得られていない上、A社B支店C出張所は昭和 62 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立内容を確認できる資料等は得られず、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 21 日から 33 年まで
② 昭和 33 年から 36 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したが、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、A社では、姉と一緒に働いていたことがあり、B社では、妹と一緒に働いており、妹は自分よりも後まで勤務していたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に昭和 29 年 10 月 21 日から 33 年まで勤務していた。」と主張しているところ、申立人の姉は、「自分の夫も勤務していた期間に申立人をA社に連れて行った。」と証言しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の姉とその夫の同社における厚生年金保険の加入期間が重なっているのは昭和 25 年 3 月から 26 年 5 月までの期間であり、当該申立期間において申立人が当該事業所に勤務していた事情はうかがえない。

また、A社は、平成 16 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の姉が、その夫と当該事業所で勤務していた時期に、申立人が主張する業務に従事していたと回答している元従業員（7人）には申立人を記憶している者はおらず、このほか、申立人の実際の勤務期間及び雇用形態について確認できる証言や人事記録等の資料は得られなかった。

さらに、連絡の取れた元従業員及び申立人の姉の入社時期に係る回答から、

当時、A社では、入社後数か月程度後に厚生年金保険に加入する取扱いとしていたものと考えられる上、元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の回答は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、「B社に昭和33年から36年4月1日まで勤務していた。」と主張しており、申立人の妹は、「姉（申立人）にくっついて働くようになった。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の妹のB社における厚生年金保険の加入記録は昭和28年3月のみとなっていることを踏まえると、当該申立期間において申立人が当該事業所に勤務していた事情はうかがえない。

また、申立人は、「B社には、妹と一緒に勤務しており、妹は自分よりも後まで勤務していた。」と主張しており、申立人の他の事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和28年2月23日となっていることから、申立人は、同日より前の期間においてB社に就労していたものと考えられるが、申立人が主張する業務に従事していたと回答した元従業員（3人）には申立人を記憶している者はおらず、このほか、申立人の実際の勤務期間及び雇用形態について確認できる証言や人事記録等の資料は得られなかった。

さらに、連絡の取れた元従業員及び申立人の妹の入社時期に係る回答から、当時、B社では、入社後数か月程度後に厚生年金保険に加入する取扱いとしていたものと考えられる上、元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の回答は得られなかった。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和 34 年 8 月まで勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が 32 年 9 月 1 日となっていた。
当時の専務からは、申立期間を含めた「勤務していた事の証明書」をもらっており、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の、A社の当時の専務が記載した「勤務していた事の証明書」には、申立人の勤務期間について「昭和 32 年 7 月 1 日～昭和 34 年 9 月 1 日」と記載されているが、当該専務は、「当時の記録等は残っていない。申立人のことを覚えていたので、申立人の希望どおりの期間で記入した。」と供述しており、当時の同僚の証言から、申立人が昭和 32 年 9 月 1 日以降においても同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言や人事記録等の資料は得られなかった。

また、連絡の取れた元従業員等（7人）は、勤務期間と厚生年金保険の加入期間が相違している旨を回答しており、未加入となっている期間は、平均で約3年、最長で5年以上となっていることから、当時、当該事業所においては、従業員についてそのすべての勤務期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、これら元従業員からは、未加入となっている期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。